

平成 27 年度 中学校給食のご案内 選択制

平成 27 年 3 月分を申込みの方は、4 月分申込みが自動継続されています。

4 月分の給食申込(停止)受付期間は 3 月 18 日から 3 月 30 日まで

《給食の申込方法》

申込方法は次の①②のどちらかの方法になります。一度申込みと申込が自動継続されます。

- ① インターネットで申込む。
- ② 「給食申込書」を学校に提出する。※用紙は学校から受け取ります。

《給食の停止方法》

継続後停止したい場合は、給食を停止する前月の申込受付期間に停止の手続きをします。

翌月以降は、再度申込手続きをされない限り停止の状態が継続します。

停止手続きは次の①②のどちらかの方法になります。

- ① インターネットでマイページにログインし「申込停止」を選択する。
- ② 「給食停止依頼書」を学校へ提出する。※用紙は学校から受け取ります。

《5 月以降の給食申込(停止)受付期間》

給食を開始(停止)する前月の 5 日から 18 日

18 日が土・日・祝祭日になる場合は、その前の平日が期限です。(インターネットをご利用の場合は 18 日まで手続き可能) 申込受付(停止)期間については、変更となる場合があります。

8・9 月分、2・3 月分は、ふた月まとめてお手続きいただきます。詳しくは、毎月お配りする「大阪市中学校給食献立表」でご確認ください。

牛乳が飲めないなど食物アレルギーのある場合

○家庭配布用献立表で、献立ごとに卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かにの 7 大アレルゲンを含む食品の表示、アレルゲンを含む食品と同じ設備で製造した食品の使用の表示、及び全使用食品を確認することができます。

○給食を選択された場合は所定の申請手続きののち、副食については、喫食日の申請書により副食(おかず)を日単位で喫食する日と喫食しない日を選択していただくことができます。喫食しない日数分の給食費は減額されます。牛乳及び主食(米飯)については、月単位での選択・減額となります。

※申請書類(医師の診断が必要です)や手続き等については、お子様の通われる中学校にお問合せください。

※給食費が変更になりますので、必ず申込みの前に手続きしてください。

給食費の支払方法

- 1食あたりの給食費は、300円です。
- 4月分の給食費は、5月分とあわせて5月11日までにお支払いいただきます。
毎月のお支払日とお支払金額は、改めて給食費額通知書を学校からお配りいたします。
- 支払方法は「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」で選択された方法となります。口座振替の登録が必要な方は「大阪市学校給食費 預貯金口座振替依頼書」を提出してください。
- 納付書でお支払の方については毎月、学校からお渡しします。（学校へ現金をお持ちいただくことはできません）
- 振替手数料は大阪市内で負担します。

※口座振替日に引落しができなかった場合は、納付書を渡しますので納付書でお支払いください。

※教育扶助費、就学援助費、特別支援教育就学奨励費の対象になります。生活保護世帯の方は、全額が教育扶助費の支給対象となります。就学援助費は給食費の2分の1の額を支給します。特別支援教育就学奨励費は、給食費の4分の1の額を支給します。

※欠席などで喫食できなかった場合や、暴風警報・学校（学級）休業等により給食が中止になった場合は、既に食材を発注しているため給食費を返金することができません。なお、学校行事などで給食実施日が変更になり、年度当初通知する給食費額が変更になった場合は、年度末に2・3月分給食費で精算させていただきます。

※転出や長期欠席などで給食を停止する必要がある場合は、土・日祝日を除く喫食日の5営業日前までに学校で事務手続きが完了すれば給食費を返金することができますので早めにお申し出ください。

● 【中学校給食システム】

大阪市中学校給食システム

検索

<http://web01.kyushoku.city.osaka.lg.jp/>



QRコード

▼ 携帯電話・パソコン等で、中学校給食システムにアクセスし、ユーザーIDとパスワードを入力して、マイページにログインします。

▼ インターネットをご利用いただくために必要な給食利用通知書（ユーザーID等を記載）は、転校等を除き卒業まで変わりません。転入の方や番号を忘れた場合はお通いの中学校でまでお問い合わせください。

- 献立内容等・事業全般に関すること
大阪市教育委員会事務局 教務部
学校保健担当 (06) 6208-9158

- 申込・利用方法に関すること
お子様の通われる中学校